

# 発議第3号

## 「手話言語法」（仮称）制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情などによって意味を伝える独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に受け継がれてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18年）12月に国連で採択された障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記され、手話が言語として国際的に認知された。

政府は障害者権利条約を批准し、2011年（平成23年）8月に改正された「障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、手話に対する国民の理解を深めるとともに、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話を使うことができる社会の実現に向けた法整備が必要であると考えます。

よって本市議会は、国会及び政府が下記事項を講ずるよう強く要望する。

### 記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使うことができる社会の実現のため、「手話言語法（仮称）」を早期に制定すること。